

週休2日工事要領の取扱いについて（土木編）

1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領第6条5)

- ・制度の趣旨を踏まえ、1週間につき2日の現場閉所であることを基本とする。

2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3, 4)

- ・制度の趣旨を踏まえ、できるだけ当初計画どおりに現場閉所を行うものとするが、天候や現場の進捗状況により予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。ただし作業を少しでも行った日は現場閉所日とはならない。
- ・当初計画の現場閉所日において、やむを得ず作業が必要な場合は、監督員と協議のうえ現場閉所日と作業日を振替えることを可とする。
- ・休工日や作業日に変更が生じる場合は、速やかに工事主任に連絡を行うこと。

3) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(4))

- ・現場閉所と認められるもの。（原則当該現場の担当者以外の者が対応）
 - ・水替え状況の確認
 - ・悪天候時の現場確認
 - ・コンクリート打設後の養生（散水や保温状況の確認のみの場合）
 - ・地元対応のうち、口頭による対応や軽微な作業を行うもの
 - ・緊急対応のため、軽微な作業を行うもの
 - ・休工時でも必要な場合の交通誘導
 - ・書類整理等の事務的内業
- ・現場閉所と認められないもの。
 - ・起工測量
 - ・試掘調査
 - ・コンクリート打設後の養生（確認の範囲を超え作業員の作業を伴う場合）
 - ・地元対応の結果、作業員による作業を行うこととなったもの
 - ・緊急対応が必要となり、作業員による作業を行うこととなったもの

4)最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条)

- ・工事着手日とは、準備工事（現場事務所等の設置又は測量の開始）に着手した日とする。
- ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。

(通期の週休2日)

- ・対象期間内において現場閉所（休日）率が28.5%以上である場合、週休2日を履行できたと判断する。

(月単位の週休2日)

- ・「月」とは、着手日からのひと月ではなく、暦上のひと月とする。
- ・対象期間に含まない期間がある場合は、月の対象期間は以下のとおりとする。
例：工場製作のみを実施している期間9/10～25（対象期間に含まない）
→9/10～25を除いた「9/1～9、9/26～9/30」が月の対象期間
- ・週休2日交替制工事における、月単位の休日率と平均休日率の計算は以下のとおりとする。

・各個人の休日率＝各個人の休日日数÷対象期間日数

・平均休日率＝各個人の休日率の合計÷対象人数

全ての月で平均休日率が28.5%以上の場合、月単位の週休2日を達成しているとみなす。(別添-1参照)

なお、別紙-8、1.②にて加点評価を行うのは、各個人（全ての技術者及び技能労働者）が、全ての月で休日率28.5%以上を達成した場合とする。

(完全週休2日（土日）)

- ・対象期間において全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる状態である。
 - ・「週」とは、日曜日から土曜日までの7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始・夏季休暇、対象外期間などにより、7日間に満たない期間（週）は判断の対象外とする。
 - ・別紙-8、1.①の加点評価は、土日現場閉所を基本とするが、別添-2、参考①の発注者の指示によるほか、以下の事例において、発注者との協議により必要性が確認され、計画的に当該週において振替休日を取得している際は達成したとみなす。
 - ・現場条件より、作業を行う必要があり、振替えを行う場合
 - ・地域対応等により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合
- ※悪天候の振替として土日に作業を行う場合は、設計で雨休率を考慮しているため、原則、完全週休2日（土日）として認めない（雨休率を超える想定外の悪天候は除く）。

5) 履行判断を行う際の確認資料について(要領第 6 条 5)

- ・ 現場閉所を確認するための特別な資料は作成しないものとする。
- ・ 以下の資料などにより確認を行う。
 - i) 当初の計画工程表および振替等を記載した実施工程表
 - ii) 休暇取得計画（法定休日・所定休日）
 - iii) 月報のほか、作業日報等

6) 履行遅滞の工事について(要領第 5 条)

(経費の補正)

- ・ 対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所（休日）率の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日や通期の週休 2 日に満たない場合は、補正分を減額変更する。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。

7) 複合工事の補正方法について(要領第 5 条)

(経費の補正)

- ・ 主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合において、従たる土木工事の補正係数は、本要領の別紙-1 を適用する。

附則

- 1 この取扱いは、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。
- 2 この取扱いは、令和 4 年 8 月 1 日以降にしゅん功する工事から適用する。
- 3 この取扱いは、令和 5 年 1 1 月単価を使用する工事から適用する。
- 4 この取扱いは、令和 6 年 1 1 月単価を使用する工事から適用する。
- 5 この取扱いは、令和 7 年 4 月単価を使用する工事から適用する。